

北海道教育大学における人材の養成に関する目的等に関する規則

制 定 平成20年12月2日
平成20年規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）第1条第2項の規定に基づき、北海道教育大学（以下「本学」という。）における人材の養成に関する目的を定めるものとする。

(目的)

第2条 本学の各課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 教員養成課程 現代の学校教育現場の多様な課題に対応できる豊かな人間性、幅広い教養、知性並びに専門的能力を持ち、子どもを深く理解し、北海道の地域特性を活かした教育実践を創造的に展開する教員を養成する。
- (2) 人間地域科学課程 人間科学及び地域科学を中心とする学際的な専門分野に関する深い知識と幅広い教養を身につけ、自ら行動し情報を発信する能力を持って地域社会及び国際社会に貢献できる人材を養成する。
- (3) 芸術課程 諸芸術分野についての実践的、理論的探究に基づく広い視野及び高い専門能力を培い、各自が展開する芸術活動を通して地域社会及び国際社会に貢献できる人材を養成する。
- (4) スポーツ教育課程 スポーツ競技能力の向上、スポーツの科学的な研究及びアウトドア活動を通して、高度に専門的な指導者又は地域のスポーツ振興を担う人材を養成する。

附 則

この規則は、平成20年12月2日から施行する。